

平成31年2月 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会行政報告資料
復 興 総 室

呉市復興計画（案）について

1 計画策定の趣旨

本計画は、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、本市の更なる発展を目指し、今後取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として策定するものです。

なお、この計画は、長期的かつ総合的な市政運営の基本計画である「第4次呉市長期総合計画（平成23～32年度）」との整合を図りながら策定しています。

2 計画の対象

今回の豪雨災害では、被害が市全域に及んでいることから、市全体を本計画の対象とし、特に大きな被害を受けた地区については、別途、地区計画を策定します。

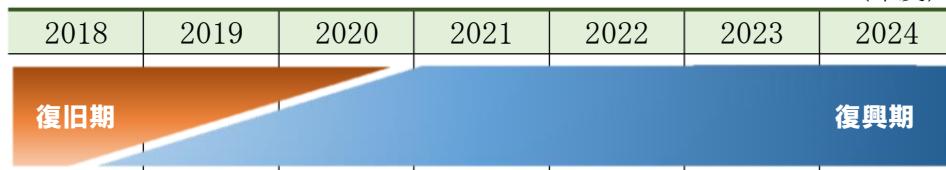
【地区計画策定予定地区】 天応地区・安浦地区

3 計画の期間

本計画の計画期間は、発災から7年先の姿を見据え、2018年度から2024年度までを計画期間とし、豪雨災害からの復旧・復興に向けて、段階的かつ着実に取り組んでいきます。

ただし、より長期的視点で取り組むべき課題については、2025年度以降も継続して取り組んでいきます。

(年度)



【復旧期】

発災からおおむね3年間は、市民生活や経済活動の再開に不可欠な生活基盤、インフラなどの復旧を重点的に実施していく期間とします。

【復興期】

発災から7年間は、新たな魅力と活力ある地域を創造する取組により、被災する前以上に元気で幸せで魅力的なまちとして復興することを目指していく期間とします。

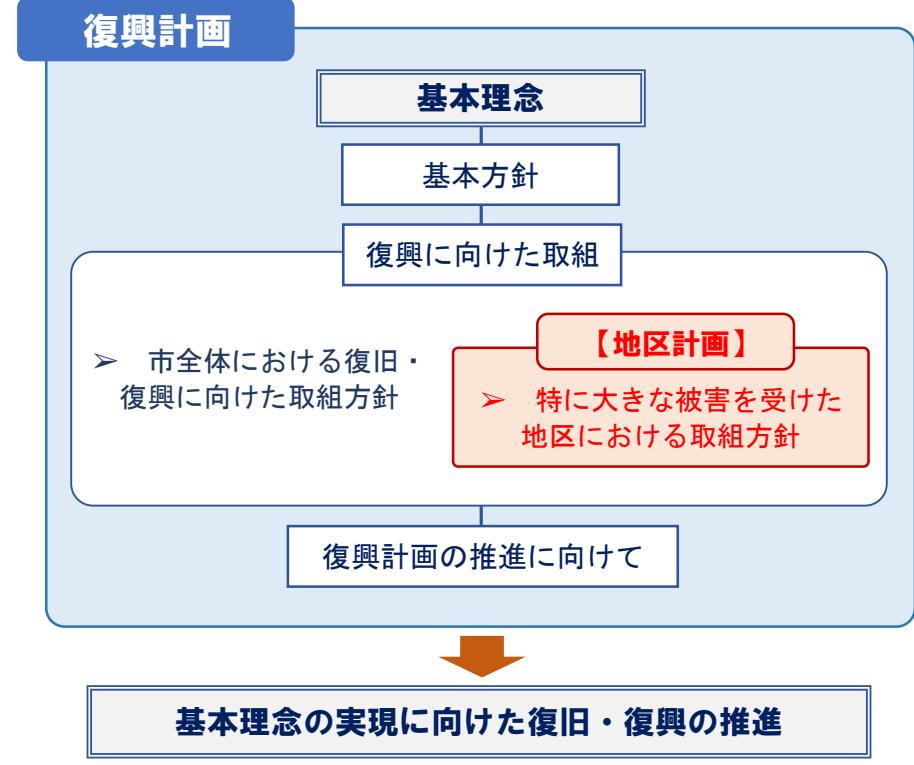
なお、毎年度の施策の推進に当たっては、生活道路、通学路などインフラの安全対策や、避難体制の見直し、避難行動の喚起など、各出水期までを一つの目標時期として、実施可能なものから取り組むことで市民の安全の確保に努めていきます。

4 計画の構成

本計画は、復興に向けての「基本理念」、「基本方針」、「復興に向けた取組」、「復興計画の推進に向けて」で構成します。

また、特に大きな被害を受けた地区については、被害状況などに応じた「地区計画」を策定します。

※ 今後の復旧・復興の進捗状況や市民ニーズの変化、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、施策の見直しなどを行っていきます。



5 復興に向けての基本理念と基本方針

本計画では、復興に向けた基本理念として、「～災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して～」を掲げ、「住まいと暮らしの再建」、「災害に強い安全・安心なまちづくり」、「産業・経済の復興」、「今後の防災・減災に向けた取組」の4つの基本方針に基づき、豪雨災害からの復興に取り組んでいきます。

※ 今回の豪雨災害を次世代への教訓として継承していくことで、防災意識の維持・向上にも努めています。

【基本理念】

～災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して～

- 災害に強い幸せで魅力的な都市としての復活・再生
- 市民と企業が、イキイキ・わくわくと活動することができ、市民が住み続けたいと思えるまち、そして、観光客が訪れてみたいと思えるような交流都市を目指した復興

【基本方針】

1 住まいと暮らしの再建

- 被災者支援、子ども・子育て支援、廃棄物・土砂処理

2 災害に強い安全・安心なまちづくり

- 土木施設、公共施設、上下水道施設及び交通基盤等の強靭化

3 産業・経済の復興

- 地域産業の復旧・復興

4 今後の防災・減災に向けた取組

- 防災・減災に向けた体制の強化

6 復興に向けた取組

計画全体の施策体系

【基本理念】	【基本方針】	【施 策】	【主な取組】
「災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して」	1 住まいと暮らしの再建	(1) 被災者支援 (2) 子ども・子育て支援 (3) 廃棄物・土砂処理	被災者の生活支援・見守り・心のケア 住まいの再建 子どもと子育て家庭の支援 児童・生徒の支援 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去 災害廃棄物・土砂等の処理
	2 災害に強い安全・安心なまちづくり	(1) 土木施設等の強靭化 (2) 公共施設等の強靭化 (3) 上下水道施設の強靭化 (4) 交通基盤の強靭化	土木施設等の復旧・強化 農林水産業基盤施設の復旧・強化 復旧・復興事業の見える化 公共施設等の復旧・強化 上下水道施設の復旧・強化 交通の強化・確保・渋滞対策
	3 産業・経済の復興	(1) 地域産業の復旧・復興	商工業の復旧・復興 観光の復興 農水産業の復旧・復興 港湾・物流機能の強化
	4 今後の防災・減災に向けた取組	(1) 防災・減災に向けた体制の強化	防災力の向上 未来への継承

(1) 「住まいと暮らしの再建」の施策体系

【基本方針】		【施 策】	【主な取組】										
1	住まいと暮らしの再建	<p>(1) 被災者支援</p> <p>【施策の方向性】 被災者の方々が、一日も早く被災前の生活を取り戻せるよう、生活再建に向けた支援や、心のケア、孤立防止などの見守り支援、また、地域の実情を踏まえた生活の質を高める住宅再建支援など、生活再建と住まいの再建に向けて総合的な支援を行います。</p>	<p>① 被災者の生活支援・見守り・心のケア</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 生活相談・心のケア等</td><td>「地域支え合いセンター」や保健師等による個別訪問や健康相談等</td></tr> <tr> <td>イ 生活再建支援</td><td>経済的な支援(災害見舞金等の支給、市税の減免等)、被災者支援窓口による情報提供の充実等</td></tr> <tr> <td>ウ ボランティアと連携した被災者支援</td><td>ボランティア関係団体等との効果的な連携による被災者等からの追加ニーズへの対応</td></tr> <tr> <td>エ 被災者に対する情報発信</td><td>被災者への的確な支援制度等の周知、多様な情報発信等</td></tr> </table> <p>② 住まいの再建</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 恒久的な住まいの再建</td><td>専門機関等と連携した住まいの再建に関する総合相談会の開催、災害公営住宅の整備の検討等</td></tr> </table>	ア 生活相談・心のケア等	「地域支え合いセンター」や保健師等による個別訪問や健康相談等	イ 生活再建支援	経済的な支援(災害見舞金等の支給、市税の減免等)、被災者支援窓口による情報提供の充実等	ウ ボランティアと連携した被災者支援	ボランティア関係団体等との効果的な連携による被災者等からの追加ニーズへの対応	エ 被災者に対する情報発信	被災者への的確な支援制度等の周知、多様な情報発信等	ア 恒久的な住まいの再建	専門機関等と連携した住まいの再建に関する総合相談会の開催、災害公営住宅の整備の検討等
ア 生活相談・心のケア等	「地域支え合いセンター」や保健師等による個別訪問や健康相談等												
イ 生活再建支援	経済的な支援(災害見舞金等の支給、市税の減免等)、被災者支援窓口による情報提供の充実等												
ウ ボランティアと連携した被災者支援	ボランティア関係団体等との効果的な連携による被災者等からの追加ニーズへの対応												
エ 被災者に対する情報発信	被災者への的確な支援制度等の周知、多様な情報発信等												
ア 恒久的な住まいの再建	専門機関等と連携した住まいの再建に関する総合相談会の開催、災害公営住宅の整備の検討等												
		<p>(2) 子ども・子育て支援</p> <p>【施策の方向性】 子どもや子育て家庭、児童・生徒に対して、家庭、学校、関係機関と連携を図りながら、心身のケアや居場所づくり、教育環境の充実に取り組みます。</p>	<p>① 子どもと子育て家庭の支援</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 子どもと親の心のケア等</td><td>被災した子どもの遊び場や子育て家庭の交流・情報交換の場、気軽に相談できる環境づくり等</td></tr> <tr> <td>イ 安全・安心な児童福祉施設等の整備</td><td>被災した児童福祉施設等(私立保育所・幼稚園等)の復旧・耐震化に対する支援等</td></tr> </table> <p>② 児童生徒の支援</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 児童・生徒の心のケア等</td><td>被災により心のケアを必要とする児童・生徒へのスクールカウンセラーによるカウンセリング等</td></tr> <tr> <td>イ 就学支援</td><td>被災に起因する保護者の経済的な困窮に伴い、児童・生徒の就学が困難になる世帯に対する支援等</td></tr> </table>	ア 子どもと親の心のケア等	被災した子どもの遊び場や子育て家庭の交流・情報交換の場、気軽に相談できる環境づくり等	イ 安全・安心な児童福祉施設等の整備	被災した児童福祉施設等(私立保育所・幼稚園等)の復旧・耐震化に対する支援等	ア 児童・生徒の心のケア等	被災により心のケアを必要とする児童・生徒へのスクールカウンセラーによるカウンセリング等	イ 就学支援	被災に起因する保護者の経済的な困窮に伴い、児童・生徒の就学が困難になる世帯に対する支援等		
ア 子どもと親の心のケア等	被災した子どもの遊び場や子育て家庭の交流・情報交換の場、気軽に相談できる環境づくり等												
イ 安全・安心な児童福祉施設等の整備	被災した児童福祉施設等(私立保育所・幼稚園等)の復旧・耐震化に対する支援等												
ア 児童・生徒の心のケア等	被災により心のケアを必要とする児童・生徒へのスクールカウンセラーによるカウンセリング等												
イ 就学支援	被災に起因する保護者の経済的な困窮に伴い、児童・生徒の就学が困難になる世帯に対する支援等												
		<p>(3) 廃棄物・土砂処理</p> <p>【施策の方向性】 被災者の生活環境の保全や二次災害の防止、生活再建の早期化を図るため、被災家屋や土砂混じりがれきの撤去及び災害廃棄物処理を迅速かつ計画的に進めます。</p>	<p>① 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 早急な家屋撤去と土砂等の撤去</td><td>半壊以上の被災家屋や宅地内の土砂混じりがれき等の「公費撤去」及び「費用償還」等</td></tr> </table> <p>② 災害廃棄物・土砂等の処理</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害廃棄物等の早期処理</td><td>「呉市災害廃棄物等処理実行計画」に基づく災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理の推進</td></tr> </table>	ア 早急な家屋撤去と土砂等の撤去	半壊以上の被災家屋や宅地内の土砂混じりがれき等の「公費撤去」及び「費用償還」等	ア 災害廃棄物等の早期処理	「呉市災害廃棄物等処理実行計画」に基づく災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理の推進						
ア 早急な家屋撤去と土砂等の撤去	半壊以上の被災家屋や宅地内の土砂混じりがれき等の「公費撤去」及び「費用償還」等												
ア 災害廃棄物等の早期処理	「呉市災害廃棄物等処理実行計画」に基づく災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理の推進												

(2) 「災害に強い安全・安心なまちづくり」の施策体系

【基本方針】		【施 策】	【主な取組】						
2	災害に強い安全・安心なまちづくり	<p>(1) 土木施設等の強靭化</p> <p>【施策の方向性】 被災した道路、河川等の土木施設や農道、水路等の農業用施設の早期復旧、改良復旧の実施に併せて、再度の被災を防止するための砂防・治山ダムの早期整備を進めるとともに、復旧・復興事業の進捗状況の「見える化」を実施します。</p>	<p>① 土木施設等の復旧・強化</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害に強い道路、河川等の整備</td><td>被災した道路、河川等の早期復旧等</td></tr> <tr> <td>イ 災害に強い海岸線の整備</td><td>長寿命化計画に基づく計画的な護岸整備・改修</td></tr> <tr> <td>ウ 災害に強い砂防・治山事業の推進</td><td>砂防ダムや治山ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の着実な整備等</td></tr> </table>	ア 災害に強い道路、河川等の整備	被災した道路、河川等の早期復旧等	イ 災害に強い海岸線の整備	長寿命化計画に基づく計画的な護岸整備・改修	ウ 災害に強い砂防・治山事業の推進	砂防ダムや治山ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の着実な整備等
ア 災害に強い道路、河川等の整備	被災した道路、河川等の早期復旧等								
イ 災害に強い海岸線の整備	長寿命化計画に基づく計画的な護岸整備・改修								
ウ 災害に強い砂防・治山事業の推進	砂防ダムや治山ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の着実な整備等								
		<p>(2) 公共施設等の強靭化</p> <p>【施策の方向性】 被災した学校、市民センター、保育所、斎場などの公共施設等については、早期復旧を進めるとともに、災害に強い公共施設の整備に取り組んでいます。施設の改修等に当たっては、呉市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら進めていきます。</p>	<p>① 公共施設等の復旧・強化</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害に強い公共施設の整備</td><td>被災した公共施設(学校、市民センター等)の応急復旧、機能強化等 (※天応小学校に仮移転している天応中学校については、保護者や地域住民の意見を伺いながら仮移転の解消を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる環境を目指す。)</td></tr> </table>	ア 災害に強い公共施設の整備	被災した公共施設(学校、市民センター等)の応急復旧、機能強化等 (※天応小学校に仮移転している天応中学校については、保護者や地域住民の意見を伺いながら仮移転の解消を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる環境を目指す。)				
ア 災害に強い公共施設の整備	被災した公共施設(学校、市民センター等)の応急復旧、機能強化等 (※天応小学校に仮移転している天応中学校については、保護者や地域住民の意見を伺いながら仮移転の解消を図り、生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる環境を目指す。)								
		<p>(3) 上下水道施設の強靭化</p> <p>【施策の方向性】 仮復旧した上下水道施設の早期の本復旧や強靭化を進めるとともに、浸水対策を実施するなど、災害に強い上下水道の構築に取り組みます。</p>	<p>① 上下水道施設の復旧・強化</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備</td><td>被災した上水道及び工業用水道施設の早期復旧、計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、応急給水活動の検証結果を踏まえた応急給水体制の強化等</td></tr> <tr> <td>イ 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策</td><td>被災した下水道施設の早期復旧、老朽施設の計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、雨水排水施設の整備の推進等</td></tr> </table>	ア 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備	被災した上水道及び工業用水道施設の早期復旧、計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、応急給水活動の検証結果を踏まえた応急給水体制の強化等	イ 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策	被災した下水道施設の早期復旧、老朽施設の計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、雨水排水施設の整備の推進等		
ア 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備	被災した上水道及び工業用水道施設の早期復旧、計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、応急給水活動の検証結果を踏まえた応急給水体制の強化等								
イ 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策	被災した下水道施設の早期復旧、老朽施設の計画的な改修更新・耐震化等による施設の強靭化、雨水排水施設の整備の推進等								
		<p>(4) 交通基盤の強靭化</p> <p>【施策の方向性】 災害時の交通マネジメントの視点から、災害に強い交通体系を再構築するとともに、災害時の代替交通の確保や渋滞対策、さらに災害に備えた新たな交通拠点の在り方の検討に取り組みます。</p>	<p>① 交通の強化・確保・渋滞対策</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害に強い交通体系の整備</td><td>幹線道路の早期復旧、幹線道路網の改良復旧・機能強化の推進、JR呉線の強靭化の推進</td></tr> <tr> <td>イ 代替交通の確保、渋滞対策</td><td>今後の災害に備えた代替交通の確保や公共交通情報の提供、渋滞対策の検討</td></tr> <tr> <td>ウ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討</td><td>呉駅周辺地域の交通・防災拠点としての再整備に係る抜本的な検討等</td></tr> </table>	ア 災害に強い交通体系の整備	幹線道路の早期復旧、幹線道路網の改良復旧・機能強化の推進、JR呉線の強靭化の推進	イ 代替交通の確保、渋滞対策	今後の災害に備えた代替交通の確保や公共交通情報の提供、渋滞対策の検討	ウ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討	呉駅周辺地域の交通・防災拠点としての再整備に係る抜本的な検討等
ア 災害に強い交通体系の整備	幹線道路の早期復旧、幹線道路網の改良復旧・機能強化の推進、JR呉線の強靭化の推進								
イ 代替交通の確保、渋滞対策	今後の災害に備えた代替交通の確保や公共交通情報の提供、渋滞対策の検討								
ウ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討	呉駅周辺地域の交通・防災拠点としての再整備に係る抜本的な検討等								

(3) 「産業・経済の復興」及び「今後の防災・減災に向けた取組」の施策体系

【基本方針】		【施 策】	【主な取組】														
3	産業・経済の復興	地域産業の復旧・復興 <p>【施策の方向性】 地域の産業・経済が活力を取り戻すため、早期復興に向けた取組に対する支援を進めるとともに、被災する前以上に元気で幸せなまちになるよう、賑わいを創出するための取組を進めます。あわせて、中小企業、女性、若者の創意工夫で時代を先取る産業を創造できる環境を整備するなど、地域の産業・経済の活性化に取り組みます。</p>	<p>① 商工業の復旧・復興</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 事業活動の早期復旧支援</td><td>商工会議所等との連携による復興に向けて取り組む事業者の活動支援、県と連携した被災企業への支援</td></tr> <tr> <td>イ 新たな産業の創造に向けた取組</td><td>中小企業や女性、若者が創意工夫により時代を先取りする産業を創造できる環境整備等</td></tr> </table> <p>② 観光の復興</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 観光客を呼び戻す取組</td><td>県や県観光連盟等との連携による各種プロモーションの展開等</td></tr> </table> <p>③ 農水産業の復旧・復興</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 農水産業施設の早期復旧支援</td><td>被災農業者向け経営体育成支援に関する取組(被災農業者への支援)等</td></tr> <tr> <td>イ 営農等経営支援</td><td>関係機関との連携による農業の担い手の定着や経営・技術支援、漁業者の販路拡大支援等</td></tr> </table> <p>④ 港湾・物流機能の強化</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 災害に強い物流システムの構築</td><td>災害時でも物流機能を継続的に維持できる物流ネットワークの構築に向けた検討等</td></tr> </table>	ア 事業活動の早期復旧支援	商工会議所等との連携による復興に向けて取り組む事業者の活動支援、県と連携した被災企業への支援	イ 新たな産業の創造に向けた取組	中小企業や女性、若者が創意工夫により時代を先取りする産業を創造できる環境整備等	ア 観光客を呼び戻す取組	県や県観光連盟等との連携による各種プロモーションの展開等	ア 農水産業施設の早期復旧支援	被災農業者向け経営体育成支援に関する取組(被災農業者への支援)等	イ 営農等経営支援	関係機関との連携による農業の担い手の定着や経営・技術支援、漁業者の販路拡大支援等	ア 災害に強い物流システムの構築	災害時でも物流機能を継続的に維持できる物流ネットワークの構築に向けた検討等		
ア 事業活動の早期復旧支援	商工会議所等との連携による復興に向けて取り組む事業者の活動支援、県と連携した被災企業への支援																
イ 新たな産業の創造に向けた取組	中小企業や女性、若者が創意工夫により時代を先取りする産業を創造できる環境整備等																
ア 観光客を呼び戻す取組	県や県観光連盟等との連携による各種プロモーションの展開等																
ア 農水産業施設の早期復旧支援	被災農業者向け経営体育成支援に関する取組(被災農業者への支援)等																
イ 営農等経営支援	関係機関との連携による農業の担い手の定着や経営・技術支援、漁業者の販路拡大支援等																
ア 災害に強い物流システムの構築	災害時でも物流機能を継続的に維持できる物流ネットワークの構築に向けた検討等																
4	今後の防災・減災に向けた取組	防災・減災に向けた体制の強化 <p>【施策の方向性】 今後の災害に備え、気象や避難に関する情報伝達方法や避難行動への協力体制、また、避難所の配置・運営方法などの見直しや強化、各主体における防災力の向上に取り組みます。さらに、継続して防災対策に取り組む意識の醸成に向け防災学習や災害記録の伝承などに取り組み、今回の被災体験を風化させることなく、未来への継承に取り組みます。</p>	<p>① 防災力の向上</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 情報伝達手段の見直しと情報の充実</td><td>防災・減災関連情報の充実や市民へ迅速かつ正確に伝える仕組みや伝達情報の多言語化の検討等</td></tr> <tr> <td>イ 避難行動の喚起</td><td>国・県と連携した避難行動の検証を踏まえた災害時における避難行動を喚起するための有効な方策の検討</td></tr> <tr> <td>ウ 避難所の在り方の見直し</td><td>地域の実情にあつた避難所の在り方の検討、避難所における生活環境の改善等</td></tr> <tr> <td>エ 各主体における防災力の向上</td><td>自主防災組織等の育成、地域における防災に関する実効性の高い活動への支援、地域防災計画の見直し等</td></tr> <tr> <td>オ 井戸水の活用</td><td>非常時における井戸水の水質検査体制の充実、地域井戸の利活用に向けた支援</td></tr> <tr> <td>カ 住まいや地域の安全性の強化</td><td>木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等</td></tr> </table> <p>② 未来への継承</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 防災意識の向上と情報発信</td><td>災害記録誌の作成、被災箇所の災害遺構としての保全や復興ツーリズムについての検討等</td></tr> </table>	ア 情報伝達手段の見直しと情報の充実	防災・減災関連情報の充実や市民へ迅速かつ正確に伝える仕組みや伝達情報の多言語化の検討等	イ 避難行動の喚起	国・県と連携した避難行動の検証を踏まえた災害時における避難行動を喚起するための有効な方策の検討	ウ 避難所の在り方の見直し	地域の実情にあつた避難所の在り方の検討、避難所における生活環境の改善等	エ 各主体における防災力の向上	自主防災組織等の育成、地域における防災に関する実効性の高い活動への支援、地域防災計画の見直し等	オ 井戸水の活用	非常時における井戸水の水質検査体制の充実、地域井戸の利活用に向けた支援	カ 住まいや地域の安全性の強化	木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等	ア 防災意識の向上と情報発信	災害記録誌の作成、被災箇所の災害遺構としての保全や復興ツーリズムについての検討等
ア 情報伝達手段の見直しと情報の充実	防災・減災関連情報の充実や市民へ迅速かつ正確に伝える仕組みや伝達情報の多言語化の検討等																
イ 避難行動の喚起	国・県と連携した避難行動の検証を踏まえた災害時における避難行動を喚起するための有効な方策の検討																
ウ 避難所の在り方の見直し	地域の実情にあつた避難所の在り方の検討、避難所における生活環境の改善等																
エ 各主体における防災力の向上	自主防災組織等の育成、地域における防災に関する実効性の高い活動への支援、地域防災計画の見直し等																
オ 井戸水の活用	非常時における井戸水の水質検査体制の充実、地域井戸の利活用に向けた支援																
カ 住まいや地域の安全性の強化	木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等																
ア 防災意識の向上と情報発信	災害記録誌の作成、被災箇所の災害遺構としての保全や復興ツーリズムについての検討等																

7 地区計画

今回の災害で特に大きな被害を受けた天応地区・安浦地区においては、市全体の復旧・復興に向けた取組方針に基づき、地区計画を策定します。

策定に当たっては、平成30年度に開始した各地区の地域住民等で構成するワークショップを開催し、地域住民等自らが考えた復旧・復興に向けたまちづくりの方向性についての提案を基に、呉市復興計画検討委員会等の意見を踏まえて策定します。

※ その他の被災した地区についても、地域住民等の意見を伺いながら、復旧・復興に向けた取組を進めていきます。

【ワークショップのスケジュール】

年度		検討内容
平成30年度	第1回	今回の災害で危険を感じたこと、避難時に苦労したこと、復興のために必要なことの共有 等
	第2回	復興に向けた取組 等
	第3回	地区の将来像、復興の目標 等
平成31年度	1～2回程度	まちづくりのゾーニング等の検討提案の取りまとめ

※ このスケジュールは予定であり、ワークショップにおける検討の進捗状況等に応じて、変更となる場合があります。

8 復興の推進に向けて

(1) 多様な主体との連携

- 市民、地域関係団体、企業等との意見交換会の開催等による情報共有やそれぞれの強みを活かした連携による取組の推進
- 国・県等との連携・情報共有による幹線道路の整備等の実施や人的、財政支援等の要請

(2) 取組の推進体制

- 呉市災害復興本部（平成30年9月11日設置、事務局：復興総室）に8つのプロジェクトチームを設置
- 各部署の専門性やノウハウを生かしながら、被災者一人ひとりに寄り添った包括的な生活支援や、インフラの復旧・強靭化、商工業・観光・農水産業への支援、今後の防災・減災に向けた取組等を実施

【8つのプロジェクトチーム】

①被災者支援	⑤交通対策
②子ども支援	⑥廃棄物・土砂処理
③インフラ強靭化（土木）	⑦産業支援
④インフラ強靭化（上下水道）	⑧市民防災

※ プロジェクトチームについては、状況に応じて変更することがあります。

(3) 取組の進捗管理

- 呉市災害復興本部で事業の進捗管理を実施
- 市民、外部有識者等の意見を伺いながら、必要に応じて事業の追加や事業内容・実施時期の見直しを実施

呉市復興計画（案）に対する市民からの意見募集について

1 意見募集する案件名

呉市復興計画（案）

2 意見募集期間

- (1) 公表期間 平成31年2月21日（木）から
- (2) 募集期間 平成31年2月21日（木）から
平成31年3月22日（金）まで（30日間）

3 計画案の周知方法

- (1) 呉市ホームページへ掲載
- (2) 市役所4階復興総室及び1階受付窓口、各市民センター（支所）窓口における配布

4 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（復興総室及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

5 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所4階復興総室及び1階シビックモール、各市民センター（支所）窓口

6 今後のスケジュール

2月中旬	呉市ホームページ及び市政だより3月号で意見募集の告知
2月21日	意見募集の開始
3月22日	意見募集の締切
3月下旬	計画の策定